

令和3年1月27日

予算決算準備会における課題整理について

予算決算委員会は設置されて以来2年を経過しますが、委員会運営の仕組みづくりはその都度検討を重ねてきたもののまだ課題が有る。

そこで委員任期満了を控え、次期により良い形で引き継ぐためにこれまでを振り返り当面の課題を整理した。

準備会で議論すべき課題として、概ね以下の3点があげられる。

- (1) 「いいだ未来デザイン2028」の行政評価を4年間のサイクルでどう行うか
- (2) 3常任委員会の調査・研究、決算審査、議会報告会等から得た政策課題を政策サイクルの中で予算とどう連動していくか
- (3) 予算決算委員会後期全体会における質疑の在り方をどうするか

この3つの課題を考える上で、委員会の役割は何かを再確認するために「予算決算委員会設置の目的」と「自治基本条例における市議会の責務」を以下のとおり引用する。

1 予算決算委員会に求められること

予算決算委員会の設置の原点は「議案は一体不可分のもので、これを分割して扱うことはできない」とする見解に立ったものだが、その役割については委員会運営要綱に示され、更にその根拠は自治基本条例によって明示されている。

【飯田市予算決算委員会運営要綱】

(目的) 1条 (抜粋)

- ・所管に基づく分野別の審議 ①及び全体を通じた包括的な審議を併せて行うことにより、議会による政策提言 ②の取組に資するため

(分科会の設置等) 第3条 (抜粋)

- ・(1)総務分科会 総務委員会の所管する事項に関する予算及び決算の審査 ①並びに行政評価に係る事項 ③

【飯田市自治基本条例】

(市議会の責務) 第22条2

- ・市議会は、市の執行機関の活動を監視、評価②③することにより、適正な行政運営の確保に努めます。

(基本構想等) 第21条

- ・市は、まちづくりの理念に基づき、市議会の議決を経て基本構想を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。 ※基本構想 → 総合計画(未来デザイン)

(1) 条例・要綱で求められる事項に関する実施状況

予算決算委員会の目的である所管に基づく分野別の審議①は、前期全体会から分科会、分科会から後期全体会と層を踏み、議会・執行機関共に所管を超えた審議共有が出来ていると考える。

次に、包括的な審議による政策提言②と行政評価③は、分科会審議を経て後期全体会で集約し全員協議会で決定した上で提言として執行機関に提示している。

ただし、包括的な審議による政策提言②については、審議方法についてその手順を整理する必要が有ることと、行政評価③については4年間というサイクルでの評価方法が要検討課題。

2 準備会での課題整理についてその方向性

(1) 「いいだ未来デザイン2028」の行政評価を4年間のサイクルでどう行うか

行政評価の対象をどうするかについて考えるとき「いいだ未来デザイン2028」の構造は、基本構想（12年間）、基本的方向（4年間の基本目標）、戦略計画（1年間）、分野別計画によって構成されていることから、関連性を持った評価が必要だと考えられるが、これまでは主に単年度の基本的方向・戦略計画と関係する事務事業について実施し、分野別計画には触れていなかった。

今後は分野別計画の評価も行うが、未来デザインが4年間で1サイクルとしていることから、年度ごとの評価の視点を設定し4年間を通しての評価になるようにする。

< 評価方式 >

①初年度審査 ----- 計画初年度として、基本目標ごとに計画の構成を評価（令和元年方式）

戦略計画に対し小戦略が考え方を映し出す鏡になっているか、目標とする指標(KPI)は戦略の進捗を図る指標として妥当か、あるいは他に指標が必要かを検討。

決算時の事務事業評価は前期の最終年次分にあたるため、決算審査の評価から次年度への提言を導き出すことは必須としない。

②中間期審査（2，3年目） ----- 委員会構成の変更を踏まえ、戦略・分野別計画の項目を分割し重複しないよう双方を2年間に評価する。

< 戦略計画を支える小戦略、関係する事務事業評価の視点 >

- ・ 戦略計画と小戦略の関係性を評価する1層と、決算審査では戦略計画(小戦略)に付帯する事務事業の有効性を評価する2層で実施。

< 基本目標を支える分野別計画、関係する事務事業評価の視点 >

- ・ 分野別計画の内から政策的な計画を選び、基本構想に対する分野別計画の進捗を評価する1層と、決算審査では分野別計画に付帯する事務事業の有効性を評価する2層で実施。

③最終年審査 ----- 基本目標の見直し年度としての評価（令和2年方式）

- ・ 戦略計画3年目の評価をもとに最終年の現状を踏まえ次期に繋がる提言を行う1層と、決算審査では戦略計画(小戦略)に付帯する事務事業の次期に向けた方向性について評価する2層で実施。

(2) 3 常任委員会調査・決算審査・議会報告会から得た政策課題を政策サイクルの中で予算とどう連動していくか

3 常任委員会が独自に調査・研究した政策課題にかかる予算提案は、議会からの新たな予算案であり、執行機関の予算執行成果に対する行政評価・決算審査は、効率的な予算執行を意識（予算減額）したものになる。

この点を整理したうえで手順について以下に整理した。

① 予算決算委員会の政策テーマについて全体会で合意の必要性

予算決算委員会を構成する分科会の活動方針について、必要に応じ合意形成を図る必要がある。

これは分科会と重なる3 常任委員会の調査研究の成果は、議会としての政策提言（予算案）に関係してくる事による。

② 政策提言は予算提言とどう関係性を持つか

政策提言か予算提言かによって3 常任委員会で扱うか、予算決算委員会で扱うかの議論があったが、政策提言も事業化するためには予算が関わってくる。

そこで、政策提言は3 常任委員会を基本とするものの、政策面で執行機関との方向の一致を経て予算での扱いが議論の中心になった場合は、案件ごと予算決算準備会で調整を行ったうえで予算決算委員会提出の予算提言とする。

③ 議会報告会等で見出された課題に対する対応について

3 常任委員会の調査・研究テーマは基本的に議会報告会等のテーマ重なるところが多いと考えられる。そこで、議会報告会等で見出された予算に関わる課題は、分科会で予算要求との関係性を整理したうえで、予算決算準備会に諮ることができる。

一方、今後行われるタウンミーティング等で見出される予算を伴う新たな気付きについても、広報広聴委員会で整理したうえで、予算決算準備会で協議し結論を見出すことができる。

④ 決算審査の内容を次年度予算にどう反映させるかについて

事務事業評価にあたり、議会としては、まず執行機関に評価させ、その内容に対し評価意見を述べる。その上で、今後の方向性(継続・改善・廃止)について評価を行う。

また一方で、取組、成果及び課題の関連性の明確化など議会が評価しやすい様式や記載を求めて行くことも必要。

(3) 予算決算委員会後期全体会における質疑の在り方をどうするか

令和2年3月第1回定例会後期全体会の運営について、議員をはじめ執行機関からも様々な感想があった。第2回定例会予算決算準備会に、このことに関し正副委員長案を示したが集約できず今日に至っている。

論点は、分科会と全体会での発言をどの様に整理していくかに有るが、共有できていることは同一委員が分科会と同一趣旨の質問を全体会ですることは如何なものかという事であった。

また、委員の発言に制限をかけることにも苦言が呈される一方、スムーズな委員会運営のためには通告制など一定の申し合わせも必要との意見も有り、改めて論点を以下に整理した。

① 後期全体会の位置付け

後期全体会は予算決算委員会の意思を決定する場であり、十分な議論の確保を保障する必要があるが、後期全体会までには複数の質疑の機会が存在することから、後期全体会では「座長報告の内容に重複した質疑は行わない」ことを申し合わせる。

② 質問の制限に関して

上記①を原則としつつも、当該分科会に所属していない委員からの質疑は制限しないこととするが、議事進行上問題が有ると委員長が判断した場合には、これに従う。

また、所管分科会の所属委員であっても座長報告を踏まえた質疑を聞いたうえでの関連した質疑であれば認める。

③ 質問通告について

全体会での答弁の正確性を担保したい執行機関の立場も理解できるものの、質問通告迄必要かという分科会審議では即答できているためその必要性は無い。ただし、委員が予め質問を想定している場合は、議論を深める必要から担当課長出席のため質問項目を伝えることを基本とする。

④ 総括質疑について

市長に対し委員会代表質問・会派代表質問などの「総括質疑」を設けることも考えられるが、飯田市議会においては「総括質問」に関する議論は未成熟であり、引き続き研究を行うことが必要。

以上